

ちてきしょうがいしゃ しょうがいじ かん しえん ありかたさぎょうはん  
 知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班における  
 ぎろん あん  
 議論（案）

さぎょうはんいん  
 作業班委員

あしだ しんご とうきょうとふくしきよくふくしぶざいたくふくしかちよう  
 芦田 真吾 東京都福祉局福祉部在宅福祉課長  
 いたやま けんじ ふく よくふうかいりじちよう  
 板山 賢治 (福) 浴風会理事長  
 こいずみ わたる ふく ぜんにほんて いくせいかいほんにんかつどうだいひよういん  
 小泉 渉 (福) 全日本手をつなぐ育成会本人活動代表委員  
 ささき のぶゆき えぬびーおー とうきょうじ むきよくちよう  
 佐々木 信行 (NPO) ピープルファースト東京事務局 長  
 たかはし ひろし りつきようだいがく ふくしがくぶちよう  
 高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部長  
 むらかみ かずこ ふく りじちよう  
 村上 和子 (福) シンフォニー理事長  
 むろさき とみえ ふく ぜんにほんて いくせいかいふくりじちよう  
 室崎 富恵 (福) 全日本手をつなぐ育成会副理事長・  
 地域生活支援委員会委員長

やまじ のりお しらうめがくえんたんきだいがくふくしえんじよがつかきようじゆ  
 ◎山路 憲夫 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

ごじゅうおんじゆん  
 (五十音順)

◎は、本作業班の議長

けんとう けいか  
 検討の経過

だい かい  
 第1回

にちじ へいせい ねん がつ にち か  
 日時 平成16年2月17日(火) 13:00~15:30

- ぎじ 議事
- (1) 作業班の進め方について
  - (2) 知的障害者・障害児に関する支援の在り方について
  - (3) その他

だい かい  
 第2回

にちじ へいせい ねん がつ か すい  
 日時 平成16年3月3日(水) 10:00~12:30

- ぎじ 議事
- (1) 関係者からのヒヤリング
    - ① 廣瀬明彦氏 (福) 相楽福祉会 常務理事
    - ② 山田 優氏 長野県西駒郷 自律支援部長

③ 瀬戸本むつみ氏 東京都立あきる野学園養護学校  
P T A 会長

- (2) サービス実態に関する報告  
(3) その他

第3回

日時 平成16年3月23日(火) 13:00~16:00

- 議事 (1) サービス実態に関する報告について  
(2) 知的障害者・障害児支援の現状と課題について  
(3) 作業班における議論の整理について  
(4) その他

検討内容

1. 知的障害者・障害児が地域生活を送る上での主なニーズについて

知的障害者が地域で暮らす上でのニーズは、住まいの確保、日中活動、就労支援、生活支援や社会参加、相談支援、権利擁護など広範な領域にわたるものであり、これらのニーズを総合的に捉えることが必要である。

2. 知的障害者・障害児に対する地域生活支援の現状について

(1) 住まいの確保・居住支援に係るサービス

知的障害者地域生活 援助事業(グループホーム)	3, 449か所	平成16年2月29日現在 WAMNET情報
知的障害者福祉ホーム	72か所	平成14年社会福祉施設 等調査

(2) 日中活動・就労支援に係るサービス

知的障害者デイサービス	688か所 (うち基準該当73か所)	—	平成16年2月29日現在WAMNET情報
知的障害者授産施設(入所)	227か所	14,254人定員	平成14年社会福祉施設等調査
知的障害者授産施設(通所)	1,058か所	40,207人定員	〃
知的障害者小規模授産施設	141か所	2,255人定員	〃
知的障害者福祉工場	57か所	1,624人定員	〃
知的障害者通所療養	124か所	2,902人定員	〃
障害者就業・生活支援センター	80か所	—	〃

(3) ホームヘルプ、ガイドヘルプを中心とした生活支援、社会参加に係るサービス

知的障害者ホームヘルプサービス	34,154百万円(知的障害者、障害児、身体障害者を合わせたホームヘルプサービスに係る平成16年度予算額)
障害児ホームヘルプサービス	〃
障害者自立支援・社会参加総合推進事業	4,800百万円(平成16年度予算額)
相談支援、権利擁護、金銭管理等に係るサービス	
障害者ケアマネジメント体制支援事業	144百万円(平成16年度予算)
児童相談所	182か所(平成15年4月現在)

ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしよ 知的障害者更生相談所	しよ へいせい ねん がつげんざい 73か所 (平成15年4月現在)
しょうがいじ しゃ ちいきりょういくとうしえんじぎょう 障害児 (者) 地域療育等支援事業	しよ へいせい ねんどじっしよてい 580か所 (平成16年度実施予定 すう へいせい ねん がつしょうがいふくしかしらべ 数、平成15年9月障害福祉課調)
ちてきしょうがいしゃせいかつしえんじぎょう 知的障害者生活支援事業	しよ へいせい ねんどよきん 160か所 (平成16年度予算)
さわがいしゃじりつしえんしゃかいさんかそうごうすいしんじぎょうさいけい 障害者自立支援・社会参加総合推進事業 (再掲)	
ちてきしょうがいしゃそうだんいん 知的障害者相談員	
ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業	

### 3. 知的障害者・障害児に対する支援の主な課題と今後の対応について

○知的障害者及び障害児の地域生活支援については、ホームヘルプサービスやグループホームなどの個々のサービスの充実とともに、これらのサービスを効果的かつ効率的に提供する仕組みを確立することが重要である。

○地域社会の環境改善やインフォーマルな支援なども含め、地域社会全体で知的障害者や障害児の生活を支える「まちづくりの視点」から支援の在り方を考えることが重要である。

○知的障害者、障害児の地域生活支援の在り方は、単に支援費対象のサービスのみならず、他の福祉施設を含めた地域社会全体の視点から捉えることが必要であり、市町村の全体的な取組を国、都道府県が適切に支援することが求められる。

委員から出された主な意見は次のとおりである。

(1) 全体的な視点として

○ 障害者数や従事者の専門性の確保に留意した上で、市町村域、市町村域を越えた障害保健福祉圏域、都道府県域に適切にサービスを配置することが必要である。

○ 専門性を備えつつ障害種別を越えて総合的に相談支援を行う機能(地域生活支援センター)がすべての市町村に整備されることが望ましい。

○ 入所施設から地域への移行には、生活の場、多様な日中生活の場、休日の活動の支援、金銭管理や権利擁護の仕組みなどが一体的に整えられることが必要である。

○ 制度や仕組みを作ることとあわせて、従事者の質の向上のための方策を考へることが必要である。

○ 高齢者福祉サービスとの相互利用については、高齢者と知的障害者のニーズや生活歴、障害の違いに対応することへの特別な配慮が必要である。

(2) 住まいの確保、居住支援

○ 公営住宅のグループホーム利用の拡大や知的障害者の単身入居を可能にするなど入居支援が必要である。

○ 施設や家族との同居からグループホームでの生活にスムーズに移行するためのプログラムが必要である。

○ 地域での暮らしの選択肢として、グループホームでの生活から一人暮らしへの支援を確立する必要がある。

○ 障害の重い人のグループホームについては、従来の区分とは別の制度的な裏付けと地域のインフォーマルな支援の双方が必要である。

○ グループホームでは食事など共通の要素は世話人が対応し、余暇活動や社会参加など個別性の高いニーズについては、ホームヘルプや地域の社会資源の活用を検討

する必要がある。

- 知的障害者福祉ホームに対し生活支援センターによるバックアップや介助員の配置を行うなどの見直しが必要である。

### (3). ホームヘルプ、ガイドヘルプを中心とした生活支援、社会参加

- ホームヘルプサービスについては、通学、通勤等への利用ニーズへの対応、複数の利用者が一人のホームヘルパーを利用できる仕組み、日常生活支援の適用、デイサービス等他のサービスとの代替の可能性、ホームヘルパーの資質向上などの検討が必要である。

- 支援が必要だから24時間のすべてをホームヘルプでまかなうということではなく、日中活動、居住、余暇活動など本人のニーズに応じた社会資源の有効な活用方法を考える必要がある。

### (4). ショートステイ、デイサービス

- 中高生の放課後や夏休み対策として児童デイサービスを利用することについて、他の施策との関係も視野に入れた上での検討が必要である。
- ショートステイについて、グループホームや借り上げ型のアパートなどで実施できるようにすることや、実施主体をNPOや株式会社に拡大することを検討する必要がある。

### (5). 日中活動、就労支援

- 知的障害者本人の活動を奨励してもらいたい。
- 知的障害者本人にも、ホームヘルパーの資格を取りやすいようにする必要がある。
- 小規模作業所を利用する知的障害者（または家族）の費用負担の現実を鑑みた場合、通所施設利用者も食事代の実費負担について検討が必要である。

### (6). 相談支援、権利擁護、金銭管理等

- 地域生活における金銭管理に関する支援が必要である。

○ 地域生活を支える総合相談窓口、サービス利用手続き支援、権利擁護などに関する仕組みが必要である。

○ 知的障害者相談員の活用が必要である。

(7) ケアマネジメントの手法による支援

○ 知的障害者や障害児が地域で暮らす上での様々なニーズとこれを充足するため各種サービスを調整し、結びつけるための仕組みとそれを担う仕事の専門性が極めて重要であり、制度化に向けた検討が必要である。

○ 介護保険のケアマネジャーが障害者の支援についての知識を習得することも必要である。

○ ケアマネジメントを知的障害者のホームヘルパー自らが行うことも必要である。

しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ かん しえん あ かたさぎょうはん  
 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班における  
 ぎろん あん  
 議論 (案)

さぎょうはんいいん  
 作業班委員

あしだ しんご 芦田 真吾	とうきょうとふくしきょくしょうがいふくしぶざいたくふくしかちょう 東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課長
おおすぎ ゆたか 大杉 豊	ざい ぜんにほんろうあれんめいほんぶじむじょう (財) 全日本聾唖連盟本部事務所長
◎いたやま けんじ 板山 賢治	ふく よくふうかいりじちょう (福) 浴風会理事長
ささがわ よしひこ 笹川 吉彦	ふく にほんもうじんかいれんごうかいちょう (福) 日本盲人会連合会長
たかはし ひろし 高橋 紘士	りっきょうだいがく ふくしがくぶきょうじゅ 立教大学コミュニティ福祉学部教授
やまじ のりお 山路 憲夫	しらうめがくえんたんきだいがくふくしえんじょがつかきょうじゅ 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

ごじゅうおんじゅん  
 (五十音順)

◎は、ほんさぎょうはん ぎちょう  
 ◎は、本作業班の議長

けんとう けいか  
 検討の経過

だい かい  
 第1回

にちじ へいせい ねん がつ にち げつ  
 日時 平成16年2月9日(月) 13:00~15:00

- ぎじ 議事
- (1) さぎょうはん すす かた  
作業班の進め方について
  - (2) しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ かん しえん あ かた  
視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方について
  - (3) た  
その他

だい かい  
 第2回

にちじ へいせい ねん がつ にち か  
 日時 平成16年2月24日(火) 14:00~17:00

- ぎじ 議事
- (1) かんけいしゃ  
関係者からのヒアリング
- ◎こばやしふみおし しやかいふくしほうじんにほんもうじんかいれんごうそうごうきかくしんぎかいふくいんちょう  
 ①小林文雄氏(社会福祉法人日本盲人会連合総合企画審議会副委員長)



きよたひろし しやだんほうじんおおさかちやうりよくしょうがいしゃきやうかいかいちやう  
②清田 廣氏 (社団法人大阪聴 力 障害者協会会長)

ふくしまさとる し とうきやうだいがくせんたんか がくぎじゆつけんきやう ぶんや  
③福島智氏 (東京大学先端科学技術研究センターバリアフリー分野  
じよきやうじゆ  
助教授)

(2) その他

だい かい  
第3回

にちじ へいせい ねん がつ にち もく  
日時 平成16年3月25日 (木) 14:00~17:00

ぎじ じやうほう しえん げんじやう かだい  
議事 (1) 情報・コミュニケーション支援の現状と課題について

さぎやうはん ぎろん せいり  
(2) 作業班における議論の整理について

(3) その他

けんとうないやう  
検討内容

しかくしょうがいしゃ ちやうかくしょうがいしゃとう ちいきせいかつ おく うえ おも  
1. 視覚障害者・聴覚障害者等が地域生活を送る上での主なニーズについて

しかくしょうがいしゃ ちやうかくしょうがいしゃとう ちいきせいかつ おく うえ しょうがい とくせい おう とく  
視覚障害者・聴覚障害者等が地域生活を送る上で、障害の特性に応じて、特に  
おお  
大きいニーズは次のとおりである。

しかくしょうがいしゃ いどう じゆう かくほ じやうほうにゆうしゆ  
○ 視覚障害者 = 移動の自由が確保されることと情報入手・コミュニケーション  
たい よ か めん しえん  
に対する読み書き面での支援

ちやうかくしょうがいしゃ じやうほうにゆうしゆ たい しゆわなど おも しゆだん  
○ 聴覚障害者 = 情報入手・コミュニケーションに対する手話等を主な手段と  
しえん  
する支援

もう ちやうふくしょうがいしゃ いどう じゆう かくほ じやうほうにゆうしゆ  
○ 盲ろう重複障害者 = 移動の自由が確保されることと情報入手・コミュニケ  
たい ゆびてんじ しょくしゆわなどこべつ しえん  
ーションに対する指字、触手話等個別の支援

【参考】

視覚障害者の総数 301,000人

聴覚障害者の総数 305,000人

盲ろう重複障害者の総数 13,000人

\*平成13年度身体障害児・者実態調査

【参考】

視覚障害者の点字取得状況

(単位：千人)

総数	点字がで きる	点字ができない				回答なし
		小計	点字必要	必要なし	回答なし	
301	32	229	17	201	11	40
(100.0)	(10.6)	(76.1)	(5.6)	(66.8)	(3.6)	(13.3)

聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況

(複数回答)

(単位：千人)

総数	補聴器や 人工内耳等 の補聴機器	筆談・ 要約筆記	読話	手話・ 手話通訳	その他	不詳
305	241	75	19	47	52	134
(100.0)	(79.0)	(24.6)	(6.2)	(15.4)	(17.0)	(43.9)

2. 視覚障害者・聴覚障害者等に対する地域生活支援の現状について

○ 移動の支援

支援費サービスの移動介護（ガイドヘルプサービス）が支援の中心。また、地方公共団体が実施する各種の施策に対する補助を行っている。

【参考】

サービス名	内容
支援費サービス	移動介護（ガイドヘルプサービス）
障害者社会参加総合推進事業	身体障害者補助犬育成事業
補装具の給付	盲人安全つえなど

○ 情報、コミュニケーション支援

地方公共団体等が実施する各種の施策に対する補助を行っているほか、障害者関係団体が実施主体になって事業を実施している。

【参考】

サービス名	内容
視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設など
障害者社会参加総合推進事業	点字による即時情報ネットワーク事業、手話通訳者養成・研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業など
補装具の給付	点字器、補聴器など
日常生活用具の給付又は貸与	視覚障害者用活字読上げ装置、聴覚障害者用情報受信装置など
身体障害者福祉促進事業委託費による実施	点字図書館、声の図書館の製作貸出し、手話通訳指導者の養成研修、盲ろう者向通訳者養成研修など

- 放送通信を通しての情報支援  
字幕番組、解説番組等障害者向け放送通信サービスを実施している。

### 3. 視覚障害者・聴覚障害者等に対する支援の主な課題と今後の対応について

#### (1) 視覚障害者・聴覚障害者の支援費サービス利用について

##### ア. 視覚障害者・聴覚障害者のサービス利用手続き等

- 支援費サービスの利用に当たって必要となる諸手続き（支給申請をはじめ、変更手続きや事業者とのサービスの利用契約手続きなど）が、視覚障害者が苦手とする筆記が主体となっている。また、事業者の情報についても紙媒体やホームページ上で提供されることが多く、視覚障害者に対する配慮が十分とは言えない。

- 契約に基づく利用者本位の支援費制度が、却って利用を妨げることになってはならないよう、相談、情報提供からサービス利用にいたるまで、点訳・音訳、代筆・代読等のきめ細かな利用支援が講じられることが必要である。

- 聴覚障害者が支援費サービスを利用しようとする場合には、手話等のできるホームヘルパー等がいなければ、必要な支援を受けることができない。また、重複聴覚障害者には、一般的な手話通訳では対応できず、触手話など、個々の障害者に応じた支援が必要となるケースがある。こうした聴覚障害者のニーズに対応できる事業所は、非常に少ない。

- 東京都では、事業者に対して、筆談・手話等個々の利用者に応じた情報提供を行うようガイドラインを作って指導している。国においては、手話ができるホームヘルパーの養成を推進するとともに、こうした先進的な利用者支援の取組みを全国に紹介するなど、広く周知を図ることが必要である。

## イ. ケアマネジメント機能<sup>きのう</sup>

- 支援<sup>しえん</sup>を必要<sup>ひつよう</sup>とする視覚障害者<sup>しかくしょうがいしゃ</sup>・聴覚障害者<sup>ちようかくしょうがいしゃ</sup>のニーズ<sup>ひつよう</sup>を必要<sup>てきせつ</sup>なサービス<sup>サービス</sup>に適切<sup>てきせつ</sup>に結びつけるケアマネジメントの機能<sup>きのう</sup>を制度的に位置<sup>せいどてき</sup>づけることが必要<sup>い</sup>である。

### (2) 移動<sup>いどう</sup>の支援<sup>しえん</sup>（ガイドヘルプサービス）について

#### ア. ガイドヘルプサービスの範囲<sup>はんい</sup>

- ガイドヘルプサービスの範囲<sup>はんい</sup>は、「屋外<sup>おくがい</sup>での移動<sup>いどう</sup>に著しい制限<sup>いちじる</sup>のある視覚障害者<sup>しかくしょうがいしゃ</sup>又は全身性障害者<sup>ぜんしんせいしょうがいしゃ</sup>に対する社会生活<sup>しゃかいせいかつ</sup>上必要<sup>ひつよう</sup>不可欠<sup>ふかけつ</sup>な外出<sup>がいしゅつ</sup>及び余暇活動<sup>よかあかつどう</sup>等の社会参加<sup>しゃかいさんか</sup>のための外出<sup>がいしゅつ</sup>（通勤<sup>つうきん</sup>、営業活動<sup>えいぎようかつどう</sup>等の経済活動<sup>けいざいかつどう</sup>に係る外出<sup>かかわ</sup>、通年<sup>がいきしゅつ</sup>かつ長期<sup>つうねん</sup>にわたる外出<sup>ちようき</sup>及び社会通念<sup>しゃかいつうねん</sup>上適当<sup>じょうてい</sup>でない外出<sup>がいしゅつ</sup>を除き、原則<sup>げんそく</sup>として1日の範囲<sup>いちにち</sup>内で用務<sup>ようむ</sup>を終えるものに限る。）<sup>かぎ</sup>の際<sup>さい</sup>の移動<sup>いどう</sup>の介護<sup>かいご</sup>と規定<sup>きてい</sup>されている。

- 「社会通念<sup>しゃかいつうねん</sup>上適当<sup>じょうてい</sup>」かどうかの判断<sup>はんだん</sup>が、市町村<sup>しちやうそん</sup>によって異なっており、基準<sup>こと</sup>を明確<sup>きじゆん</sup>にすべきとの意見<sup>めいかく</sup>があるが、たとえば、次のような場合は、社会通念<sup>しゃかいつうねん</sup>上適当<sup>じょうてい</sup>なものとして運用<sup>うんよう</sup>すべきではないか。

- I 障害者団体<sup>しょうがいしゃだんたい</sup>の大会<sup>たいかい</sup>、研修会<sup>けんしゅうかい</sup>等に参加<sup>さんか</sup>する場合<sup>ばあい</sup>の宿泊<sup>しゅくはく</sup>を伴う外出<sup>がいしゅつ</sup>
- II 公共交通機関<sup>こうきようこうつうきかん</sup>を利用<sup>りよう</sup>することが困難<sup>こんなん</sup>な場合<sup>ばあい</sup>の自家用車利用<sup>じかようしゃりよう</sup>（高齢者<sup>こうれい</sup>、過疎地<sup>かそち</sup>）

- さらに、視覚障害者<sup>しかくしょうがいしゃ</sup>の移動介護<sup>いどうかいご</sup>は、通常<sup>つうじよう</sup>「身体介護<sup>しんたいかいご</sup>を伴わない」区分<sup>ともな</sup>が適用<sup>くぶん</sup>されているが、介護保険<sup>かいごほけん</sup>の対象<sup>たいしょう</sup>となる特定疾病<sup>とくていしつぺい</sup>による要介護者<sup>ようかいごしゃ</sup>や高齢<sup>こうれい</sup>の視覚障害者<sup>しかくしょうがいしゃ</sup>の外出<sup>がいしゅつ</sup>は「身体介護<sup>しんたいかいご</sup>を伴う」ことが通常<sup>つうじよう</sup>であり、個々の利用者<sup>ここのりようしゃ</sup>の状況<sup>じようきよう</sup>に応じて取り扱<sup>あつか</sup>うべきではないか。

#### イ. ニーズ把握<sup>はあく</sup>と緊急時<sup>きんきゅうじ</sup>の対応<sup>たいおう</sup>

- 支援費サービス<sup>しえんひ</sup>の利用<sup>りよう</sup>に際しては、あらかじめサービス<sup>サービス</sup>の必要量<sup>ひつようりよう</sup>を申請<sup>しんせい</sup>した上で、支給量<sup>しききりよう</sup>が決定<sup>けつてい</sup>されるが、とりわけ、ガイドヘルプサービス<sup>ガイドヘルプサービス</sup>に関しては、ニーズ<sup>ニーズ</sup>の把握<sup>はあく</sup>が困難<sup>こんなん</sup>であるとの意見<sup>いけん</sup>がある。

○ 全国のガイドヘルプサービスの利用実績を見ると、支給決定の総時間に対して実利用時間は35%、東京都の実績でも45%程度にとどまっている。急なニーズに備えるために、市町村は多めに支給決定をし、利用者はサービス利用を控えることが原因と考えられる。

○ 利用者のニーズを十分把握するケアマネジメントの制度化とともに、病氣、災害等の緊急時には、事後承認を含む柔軟な取扱いをすることについて、検討が必要である。

【参 考】

身体障害者の移動介護（ガイドヘルプサービス）の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

サービスの類型	支給決定 があった 市町村数	支給決定			利 用		
		のべにんすう 延人数	じかんすう 時間数	ひとりあた じかん 一人当り時間 (じかん/つき) (時間/月)	のべにんすう 延人数	じかんすう 時間数	ひとりあた じかん 一人当り時間 (じかん/つき) (時間/月)
移動介護 (身体介護伴わない)	773	17,253	539,201	31.3	12,034	189,372	15.7

\* 3,180市町村の集計

\* 平成15年10月28日付け「居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果について（仮集計値）」から抜粋

ウ. 人材の養成・確保

○ 支援費制度の施行に伴い、ガイドヘルパーとして従事するためには、国が規定する養成研修の受講が必要となったが、それまでのボランティアヘルパーの中には、何十年にもわたりサービスに携わり、利用者の信頼を得てきた方も含まれている。

○ ガイドヘルパーの質と量を確保する観点から、従事実績を評価する視点を盛り込むなど、現在の養成研修の在り方について、検討が必要である。

## エ. 利用者負担の在り方

- 措置制度下では、ガイドヘルプサービスの利用者負担は、ホームヘルプサービスの「生計中心者の前年の所得税課税年額に応じた費用負担」に対して、「当分の間、生計中心者を本人と読み替えて」算定していたが、支援費制度の実施に伴い、ガイドヘルプサービスを含む居宅サービス全般が、ホームヘルプサービスと同様の取り扱いとされた。
- 支援費は、サービス利用に対する対価として支払われるものであり、サービスは、障害者本人に対するものであることから、今後、利用者負担の在り方については、応能負担、応益負担に関わらず、とりわけ成人障害者が利用する場合には、現行の生計中心者を中心とするものから、利用者本人を中心とする視点へ変更するべきではないか。

### (3) 情報・コミュニケーション支援について

#### ア. 制度について

- 手話等コミュニケーション支援に関するサービスメニューは、対象者が少なく、専門的なサービスであることから、利用者と地域の事業者との契約利用を前提とする支援費サービスではなく、障害者福祉一般施策としての障害者社会参加促進事業を活用し、市町村を中心に実施している。
- こうした希少性のあるサービスにあっては、市町村ごとに基盤を整備する方式が馴染むのかどうか。また、個人の生活圏が拡大していることから、広域の福祉圏や都道府県単位での情報提供支援の在り方や、当事者団体、NPO等が行う支援の在り方について、検討が必要である。
- さらには、ノーマライゼーションの理念のもと、生活のあらゆる場面で、コミュニケーションが保障されるためには、将来的に、対人サービスとしての福祉施策での取組みにとどまらず、あらゆる行政分野をはじめ、司法、立法、民間を含めた取組みが期待される。

- なお、情報・コミュニケーション支援にあつては、技術革新により、利便性が飛躍的に向上する可能性と障害者に情報格差が生じるおそれの両面がある。情報化・電子化の進展に伴い、支援の内容を絶えず更新していく工夫とともに、ユーザー自身の力を育てることが必要である。

## イ. 人材の養成・確保

- これまで、手話等コミュニケーション支援にあたる通訳者は、ボランティア活動や家族の協力を前提にしていた。ユーザーにとっては、使い勝手の良い便利な面もあるが、障害者のニーズが多様化する中で、こうしたボランティア的な行為だけでは限界があり、通訳者の質と量を確保する観点から、ボランティアの活動を支援しつつ、専門的な通訳者の養成を一層推進することが必要である。
- 人材の養成・確保は、報酬の問題と切り離すことができない。専門的な通訳者がその技術に対する報酬だけで生活することが可能になれば、優秀な人材の確保は困難である。その一方で、報酬が高額化すると、サービスにより便宜を得るユーザーの利用料負担をどう考えるのかが次の課題となる。コミュニケーション支援の公益性と個人の利益性との関係を整理することが、今後必要である。
- なお、盲ろう重複障害者に対する指点字、触手話等の個別の支援にあつては、通訳者と利用者本人の能力が適合している必要がある。このため、支援に当たっては、専門的な通訳者によるサービスの提供だけではなく、障害者本人の力を育てていく視点が重要である。